

試験問題（解答時間 50 分）（100 点）

V. 消費税法

問 1

[設問 1]

次の<線表>に基づき、 A から C に当てはまる数値を入力しなさい。（計 6 点）

<線表>

X1 4/1	本則課税 課税事業者	X2 4/1	X3 4/1	X4 4/1	X5 3/31

-----×					
高額特定資産 の課税仕入れ					

- (1) 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例により、納税義務が免除されないこととなる期間を答えなさい。

X A 年 4 月 1 日 から X B 年 3 月 3 1 日まで
--

- (2) 簡易課税制度選択届出書の提出が可能となる年月日を答えなさい。

提出が可能となる日	X C 年 4 月 1 日
-----------	---

<次ページに続く>

<問 1 の続き>

[設問 2]

次の〈資料〉に基づき 1 年決算法人である甲法人の当課税期間（自令和 4 年 6 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日）の納税義務の有無の判定をなさい。

なお、特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例については考慮する必要はない。

F 、 G 、 H 、 J は数値を入力し、 D 、 E 、 I 、 K は解答欄の選択肢の中から選びなさい。

また、数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計 1 6 点）

〈資料〉

- (1) 甲法人は令和 4 年 6 月 1 日に乙法人の金銭出資により資本金額 800 万円で設立されており、その設立以降資本金額の増減はない。
- (2) 乙法人は設立以来継続して課税事業者になっている
- (3) 乙法人は甲法人の発行済株式の全部を所有しており、今後も引き続き所有することとしている。

乙法人の各事業年度における課税売上高（税抜き）は、次のとおりである。

（事業年度）	（課税売上高）
平成 30 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	480,000,000 円
令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日	590,000,000 円
令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日	750,000,000 円

（単位：円）

計 算 過 程	
(1) 原則 基準期間なし	
(2) 特例	
① 新設法人の納税義務の免除の特例 当事業年度 D の資本金 8,000,000 円 E F	
② 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	
(イ) % > G % ∴ 特定要件に該当する	
(ロ) $\frac{\text{H}}{12} \times \text{I} = \text{J}$ ∴ 納税義務 K	

問 2

次の電化製品の製造業を営む課税事業者の当課税期間（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）における「課税仕入れに係る支払対価の額」として計上すべき金額を求め数値を入力しなさい。数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計3点）

(1) 国内における課税仕入れ 60,000,000円

(2) 上記(1)の国内における課税仕入れのほか、リース会社より機械及び備品のリース契約（いずれも売買とされるリース取引に該当する。）を締結しているが、各リース契約に関する内容は、次のとおりである。

① 機械

(イ) リース契約締結日 令和4年4月1日

(ロ) リース料総額 3,195,000円（うち利息相当額135,000円）

(ハ) リース料の決済方法

令和4年4月30日を第1回の支払期日として毎月末88,750円（うち利息相当額3,750円）ずつ36回の支払い

② 備品

(イ) リース契約締結日 令和3年10月1日

(ロ) リース料総額 1,620,480円（うち利息相当額84,480円）

(ハ) リース料の決済方法

令和3年10月31日を第1回の支払期日として毎月末33,760円（うち利息相当額1,760円）ずつ48回の支払い

（単位：円）

	+	()	=	A
----------------------	---	--------------------------	---	--------------------------------

問 3

次に掲げる取引のうち、① 課税仕入れに該当し仕入税額控除の対象となるもの、② 特定課税仕入れに該当し仕入税額控除の対象となるもの、③ 仕入税額控除の対象とならないものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計 10 点）

- (1) 国内事業者が登録国外事業者である国外事業者を支払った音楽配信費用
- (2) 国内事業者が登録国外事業者でない国外事業者を支払った音楽配信費用
- (3) 国内事業者が国外事業者を支払ったインターネット上でのショッピングサイトへの商品掲載料
- (4) 国内事業者が国外事業者を支払ったインターネットを通じた広告配信費用
- (5) 国内事業者が国内事業者を支払ったインターネットを通じた広告配信費用

- ① 課税仕入れに該当し仕入税額控除の対象となるもの
- ② 特定課税仕入れに該当し仕入税額控除の対象となるもの
- ③ 仕入税額控除の対象とならないもの

問4

次の取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、解答欄にT K C「課税区分基準書」に基づき課税区分を選択しなさい。（計25点）

課税区分基準書は、参考資料で確認すること。

〔設問1〕 不動産業及び建設業を営む法人の収入に関する事項

- (1) 自社所有の住宅の貸付けに関し、賃借人の明渡遅滞により割増しの家賃を収受した。
- (2) 自動車通勤する社員から駐車場使用料を収受した。
- (3) 借り上げた社宅を役員に無償で貸し付けた。
- (4) 所有する土地（更地であり駐車場としての施設の整備はされていない。）を日曜日のみ年間52日間貸し付けた。
- (5) 工事請負業者として、施主より無事故達成報奨金・工事竣工奨励金を受け取った。

〔設問2〕 食料品等の販売業を営む法人の収入に関する事項

- (1) 他社から仕入れた商品券を販売した。
- (2) 土地収用法の規定により、土地を収用されたことに伴い経費補償金、収益補償金及び移転補償金を収受した。
- (3) 国から労働移動支援助成金を受け取った。
- (4) 地方公共団体等から中小企業に対する利子補給金を受け取った。
- (5) 当社所有の合同会社の社員の持分を譲渡した。

〔設問3〕 輸入品の販売業を営む法人の収入に関する事項

- (1) 外国貨物を国内事業者へ販売した。
- (2) 国外に所在するゴルフ場のゴルフ会員権を譲渡した。
- (3) 日本からアメリカの業者へ電化製品を販売した（輸出取引の証明はなされているものとする。）。
- (4) 社員の団体保険の集金事務手数料を収受した。
- (5) 会社資産が運送会社の不注意により紛失したことにより損害賠償金を受け取った。

〔設問4〕 その他の事業者の収入に関する事項

- (1) 仕入れた食料品の賞味期限が切れたことにより廃棄した。
- (2) 仕入れた課税商品が運搬中に災害により滅失した。
- (3) 他の事業者にした債務保証を履行するために事業用資産（土地）を債権者に引き渡した。
- (4) 普通の物品を身体障害者用物品に改造した際の手数料収入を収受した。
- (5) 土地と土地を交換した。

〔設問5〕 製造業を営む法人の収入に関する事項

- (1) 運送会社^{かし}の瑕疵により当社の課税製品に軽微な損害を受けたため運送会社に引き渡し、販売価額に相当する損害賠償金を収受した（その課税製品はそのまま使用できる状態である。）。
- (2) 海外工場で製造した課税製品を輸入せずに海外企業へ直接販売した
- (3) 国内事業者より非課税製品の製造過程で生じた作業くず及び不要段ボールの売却代金を収受した。
- (4) 海外の仕入れ先から購入した外国貨物（課税製品の部材）を保税地域内で組み立て、組立て後の課税製品を海外の取引先に輸出販売した（輸出取引の証明はなされているものとする。）。
- (5) 課税製品に係る部材を国外で購入し、国内の保税地域に納入した後、引き取らずにそのまま国外のメーカーに転売した（輸出取引の証明はなされているものとする。）。

問5

次の〈資料〉により、甲社の当課税期間（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）における仕入控除税額の対象となる課税仕入れに係る支払対価の額を求め、Dには解答欄の選択肢の中から選び、それ以外の解答欄には数値を入力しなさい。数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計10点）

なお、甲社は、前払費用の額でその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する課税期間（事業年度）の損金の額に算入することとしている。

（注） 税率に関する経過措置については、考慮する必要はない。

〈資料〉

- (1) 当課税期間中の令和5年1月31日に1年分の社屋の清掃料金1,200,000円を支出した。なお、甲社は、社屋の清掃をA社に委託しており、毎年1月1日から12月31日までの1年分の清掃料金を、各年の1月31日までにA社に前払いする契約となっており、前課税期間（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）に1,000,000円支出している。

- (2) 当課税期間中の令和4年6月1日に営業用車両を購入した。購入車両の明細は以下のとおりである。代金、諸費用はまだ支払っていない。

購入車両 普通乗用車（新車）

購入代金の明細（すべて税込価額）

① 乗用車本体	4,200,000円	⑧ 車庫証明（法定費用）	2,500円
② 付属品	63,000円	⑨ 車庫証明手続代行料	12,600円
③ 特別仕様	252,000円	⑩ 自賠責保険料	31,600円
④ 自動車税	29,600円	⑪ 自動車リサイクル料金	12,690円
⑤ 自動車重量税	75,600円	（内訳）	
⑥ 検査登録料（法定費用）	3,000円	リサイクル預託金	12,400円
⑦ 検査登録手続代行料	12,600円	資金管理料金	290円

- (3) 当課税期間中に課税商品を10,000ドル（税込）で仕入れた。代金決済は1カ月後に行っており、仕入時の為替相場は1ドル95円、決済時の為替相場は1ドル98円であったため、為替差損として30,000円を計上した。

- (4) 当課税期間中に非居住者所有の特許権（国内及び外国で登録されている）の使用料2,000,000円を支出した

(1) 社屋の清掃料金	A
(2) 営業用車両代金	B
(3) 商品仕入代金	C
(4) 特許権使用料	D
(5) (1)+(2)+(3)+(4)=	E

問6

届出書に関する次の から に当てはまる数値を入力しなさい。（計10点）
 なお、全て課税期間の短縮はしていないものとする。

- (1) 前々課税期間（X1年1月1日からX1年12月31日まで）の4月1日に消費税課税事業者選択届出書を提出していた個人事業者が、前課税期間（X2年1月1日からX2年12月31日まで）の7月31日において賃貸用建物（調整対象固定資産に該当する。）の引渡しを受けた場合の消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が可能となる年月日及び適用開始課税期間

提出可能年月日	適用開始課税期間
X A 年 B 月 C 日以後	自 X D 年 月 日 至 X 年 月 日

- (2) 前課税期間（X1年1月1日からX1年12月31日まで）の3月31日に消費税課税事業者選択届出書を提出していた個人事業者が、当課税期間（X2年1月1日からX2年12月31日まで）の9月30日に車両（調整対象固定資産に該当する。）を取得した場合の消費税簡易課税制度選択届出書の提出が可能となる年月日及び適用開始課税期間

提出可能年月日	適用開始課税期間
X E 年 月 日以後	自 X F 年 月 日 至 X 年 月 日

問 7

次の〈資料〉に基づき、甲社の当課税期間（自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日）における「調整税額」を求め、 G 、 J には解答欄の選択肢の中から選び、それ以外の解答欄には数値を入力しなさい。なお、数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計 20 点）

〈資料〉

甲社は、前課税期間（自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 4 年 3 月 31 日）の令和 3 年 12 月 1 日に居住用賃貸建物（取得価額 176,000,000 円）を取得した。

取得後は居住用として貸し付けていたが、令和 4 年 12 月 1 日から貸事務所用（課税賃貸用）に供した。その後、令和 5 年 3 月 31 日において当該居住用賃貸建物を 123,750,000 円で譲渡した。

取得日から譲渡日までの賃貸料に関する資料は次のとおりである。

	前課税期間	当課税期間
居 住 用	2,400,000 円	4,800,000 円
貸事務所用	—	5,280,000 円

（単位：円）

(1) 居住用賃貸建物の判定

$$\text{居住用賃貸建物} \quad \boxed{\text{A}} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \geq \boxed{\text{B}} \quad \therefore \text{該当する}$$

(2) 譲渡

① 課税譲渡等割合

(イ) 課税売上高

$$\boxed{} + \boxed{} = \boxed{\text{C}}$$

$$\boxed{} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{}$$

(ロ) 非課税売上高

$$\boxed{} = \boxed{\text{D}}$$

$$(\text{ハ}) \quad \frac{(\text{イ})}{(\text{イ}) + (\text{ロ})} = \frac{\boxed{\text{E}}}{\boxed{\text{F}}}$$

(3) 調整税額

$$\boxed{} \times \frac{\boxed{\text{G}}}{\boxed{}} = \boxed{\text{H}}$$

$$\boxed{} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{\text{I}} \quad (\boxed{\text{J}})$$

<参考資料>

課税 区分	内 容
1	課税売上げ
11	課税売上げに係る対価の返還
12	課税売上げに係る貸倒れ
2	輸出売上げ（課税品の輸出等）
3	非課税売上げ
4	有価証券等の譲渡
0	不課税取引（税外取引）